

日本原子力学会関西支部 支部規約

第1条 本規約は、日本原子力学会定款第3条、日本原子力学会細則（以下細則という）第9条の規程に従い関西地区に設置される関西支部の組織・運営を定めることを目的とする。

（支部の範囲）

第2条 支部は、細則第9条で規定する、福井県西部、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、大阪府、兵庫県をその範囲とする。

（支部の目的）

第3条 支部は、関西地区において原子力の研究を促進し、原子力に関する知識を普及することを目的とする。

（支部会員）

第4条 支部は、関西地区に在住し、又は勤務している日本原子力学会の会員をもって組織する。

（支部事務所の所在地）

第5条 支部は、事務所を（社）日本原子力産業会協会西原子力懇談会内におく。

（支部の事業）

第6条 支部は、本部と協力して、講演会、講習会、見学会等を開くほか、第3条の目的を達成する事業を行う。

（支部役員）

第7条 支部に、支部長1名、副支部長2名、幹事若干名、監査2名の役員をおく。
役員は会員の互選によりきめ、任期は2年とし、再任を妨げない。

（支部役員の仕事）

第8条 支部長は支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部長の職務を代行する。幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。監査は当該年度の事業および会計を監査する。

（支部役員会）

第9条 支部役員会は、支部総会付議事項、支部総会決議の執行に関する事項など第6条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。

支部役員会は、書面、あるいは電子メール等により、支部役員に議題とともに開催を通知した上で、役員のおよ半数の出席をもって開催する。ただし、当該議事につき書面、あるいは電子メール等をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

（支部総会）

第10条 支部総会は、年1回および必要に応じて支部長が召集し、役員のおよ半数の選任、事業および収支に関する重要事項を審議し決定する。

支部総会は、学会誌、書面、あるいは電子メール等により、支部会員に議題とともに開催を通知した上で、役員のおよ半数および支部会員の出席をもって開催する。ただし、当該議事につき

書面、あるいは電子メール等をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

(支部総会の議決)

第11条 支部総会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(支部の経費)

第12条 支部の経費は、日本原子力学会よりの交付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。

(収支予算)

第13条 支部は、当該年度の収支予算を支部総会において議決し、事業計画とともに会長に提出する。

(収支決算)

第14条 支部は、当該年度の収支決算報告を支部総会において承認し、事業報告とともに会長に報告する。

(規約の変更)

第15条 この規約の変更には、支部役員会の審議を経て、支部総会の議決により決定し、理事会の承認を得るものとする。

- 付則
1. 昭和34年4月17日 第3回理事会決定
 2. 平成8年5月23日 第38回会員総会改正
 3. 平成15年4月22日 第45回支部総会改訂
 4. 平成19年6月1日 第49回支部総会改訂
 5. 平成20年6月4日 第50回支部総会改訂